



NEDO委託事業における 知的財産権のPMS操作解説

2025年11月11日

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

事業統括部 主任 黒岩 啓司

目次

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1. はじめに | Go |
| 2. 出願通知書 | Go |
| 3. ①出願後状況通知書(証憑の提出) | Go |
| ②出願後状況通知書(登録の報告) | Go |
| 4. ①移転承認申請書(出願後移転) | Go |
| ②移転承認申請書(出願前移転) | Go |

1. はじめに

1. はじめに

- ・本説明会では初めての取組みとして、PMSの操作解説に特化した説明会を催します。
- ・PMSの知財報告でも特に重要な出願通知書・出願後状況通知書×2、移転承認申請書に絞って解説いたします。
- ・現在のPMSでは、契約管理番号に紐づいた出願番号、出願国を元に管理されています。

1. はじめに

PMSにて取り扱う知財書類一覧

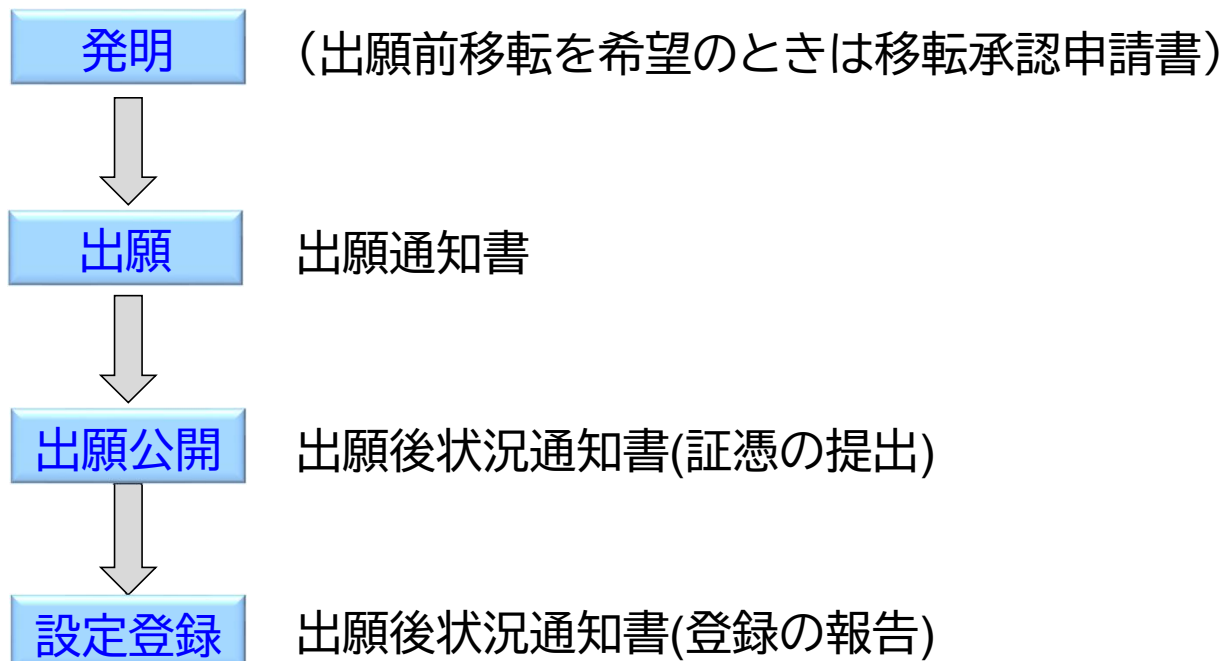
約款条文	約款上の名称	説明資料での名称
第32条 第1項	産業財産権出願通知書	出願通知書
第33条 第1項・第2項	産業財産権等出願後状況通知書	出願後状況通知書
第31条の3 第1項	知的財産権移転承認申請書	移転承認申請書
第31条の3 第2項	専用実施権等設定承認申請書	設定承認申請書
第31条の4 第1項	知的財産権移転等届出書	移転等届出書
第31条の5	知的財産権放棄届出書	放棄届出書
第31条の6 第1項	知的財産権持分放棄届出書	持分放棄届出書
第33条 第3項・第4項	知的財産権移転通知書	移転通知書
第34条 第1項・第2項	知的財産権利用届出書	利用届出書
第35条	知的財産権帰属届出書	帰属届出書

※本説明会で解説

※「持分放棄届出書」「帰属届出書」は「知財一覧」でなく「文書一覧」からの提出。

1. はじめに

各通知書等の提出のタイミングは下記のとおり。それ以外の通知書等はその都度提出。



※提出のタイミングについては「NEDO委託事業における 知的財産権の管理業務 (2025年6月版)P.14参照」→<https://www.nedo.go.jp/content/800026930.pdf>

2. 出願通知書

2. 出願通知書

・出願通知書を提出します。

(1)

「メニュー」画面で知財ボタンをクリックします。

「知財一覧」画面を開き、出願通知書ボタンをクリックして出願通知書を新規登録します。



リマインダー

期限日	進捗状況	やること
2017.06.23	期限超過	業務 実施計画書の提出、精査・修正 (契約番号: 08000118-0, 件名: 人間支援型ロボット実用化基盤技術開発)
2017.06.26	あと3日	課題 「○○○○○1の検討」 (契約番号: 08000118-0, 件名: 人間支援型ロボット実用化基盤技術開発)

NEDOと情報共有する
文書の共有や、メッセージの交換ができます。

予算計画

予算計画、概算私計画の閲覧・登録を行います。

業務進捗

業務進捗の閲覧・登録を行います。

課題

NEDOと共有する課題の閲覧・登録を行います。

実施計画

委託業務実施計画書の閲覧・編集・申請を行います。

業務の流れ

契約または助成事業の手続きのうち、手続きが必要となる業務について、閲覧や進捗登録を行います。

文書一覧

手続きが必要となる申請書や届出書等について、閲覧・編集・申請等を行います。

資産

契約または助成事業の資産手続きについて、申請書や届出書等の閲覧・編集申請等を行います。

知財

契約または助成事業の知財手続きについて、申請書や届出書等の閲覧・編集・申請等を行います。

成果

成果情報の閲覧・登録を行います。



NEDO プロジェクトマネジメントシステム

> 担当管理 > パスワード変更 > お問い合わせ・マニュアル

前回ログイン時間: ログアウト

件名: 契約管理番号: 履行期間: 状態: 実施中 基本情報

TOPページ > メニュー > 知財一覧 戻る

知財手続一覧

出願日: 出願に係る産業財産権の種類: 出願国: 日本

出願番号: (部分一致)

クリア この条件で絞り込む

CSV出力

出願番号	発明等の名称	出願に係る産業財産権の種類	出願日	出願国	登録番号	登録日	最新受領文書
データがありません。							

2. 出願通知書

(2)

「産業財産権出願通知書一覧」画面が表示されるので、追加ボタンをクリックします。


プロジェクトマネジメントシステム

[> 担当者管理](#)
[> パスワード変更](#)
[> お問い合わせ・マニュアル](#)



前回ログイン時間:
[ログアウト](#)

件名

契約管理番号

履行期間

状態
実施中

[基本情報](#)

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 文書登録－産業財産権出願通知書一覧

[編集モード](#)
[確認モード \(プレビュー\)](#)

[戻る](#)

[入力完了](#)

産業財産権出願通知書一覧

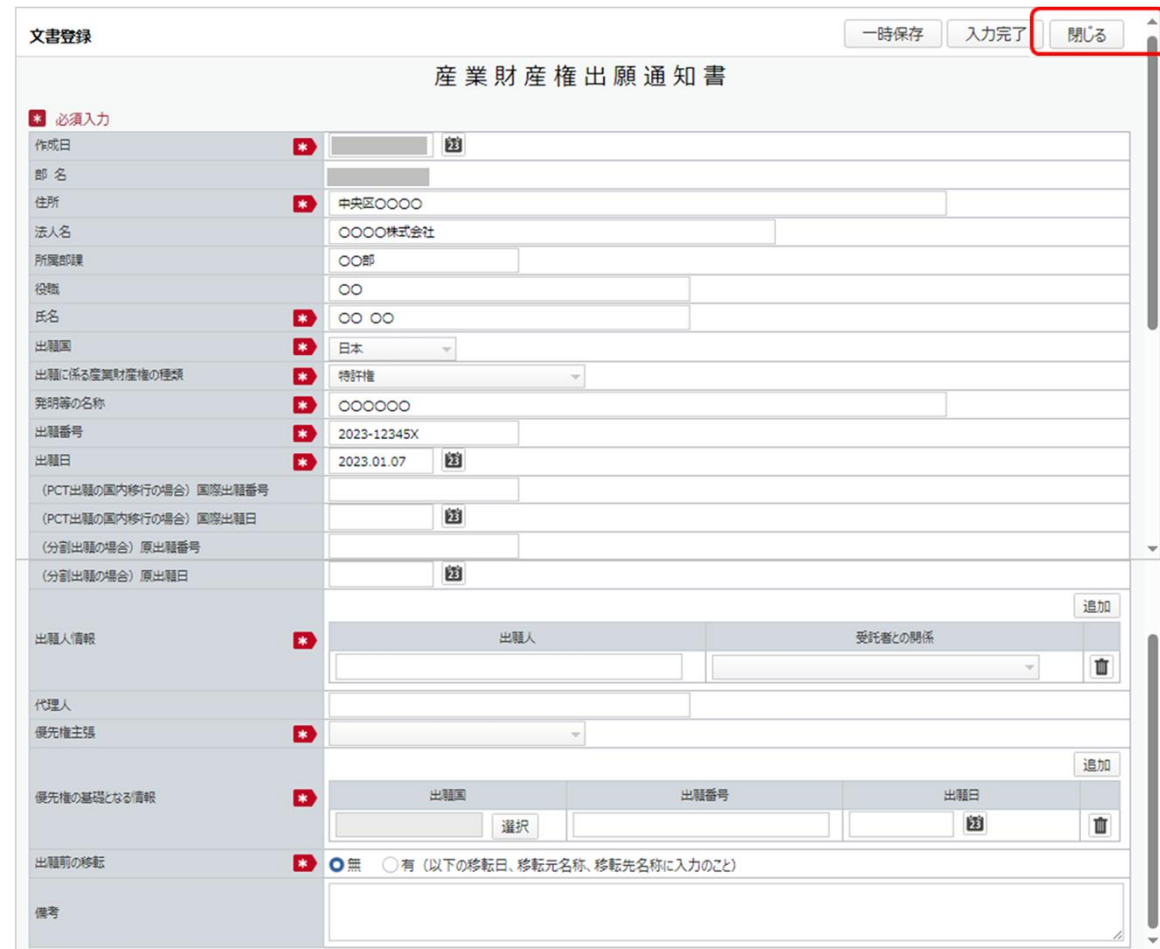
[編集](#)
[コピーして追加](#)
[事前承認申請から追加](#)
[追加](#)

選択	出願番号	出願日	発明等の名称	出願に係る産業財産権の種類	出願国	ステータス

2. 出願通知書

(3)
「産業財産権出願通知書」画面が
ポップアップ表示されるので、必要
事項を入力し、入力完了ボタンをク
リックします。
各入力項目の要領については、補足
資料を参照して下さい。

・出願に係るエビデンスについては、
特許出願の場合は、**出願公開後**に出
願後状況通知書に添付して提出しま
す。



2. 出願通知書

(4)
「産業財産権出願通知書一覧」画面に知財が一覧で表示されます。

情報を編集する場合は、①対象を選択して②編集ボタンをクリックします。
通知書を複数追加する場合は、③追加ボタンで追加が可能です。
全ての入力が完了したら、④入力完了ボタンをクリックします。

この画面で通知書を複数追加した場合は、次の「確認モード(プレビュー)」画面でまとめてPDF化され届出が行われます。



2. 出願通知書

(5)
「確認モード(プレビュー)」画面に遷移するので、届出ボタンをクリックして文書を届出します。届出後、戻るボタンで「知財一覧」画面に戻ります。



(6)
「知財一覧」画面に当該文書の「出願番号」リンクが表示されることを確認し、「出願番号」リンクをクリックします。



出願番号	発明等の名称	出願に係る産業財産権の種類	出願日	出願国	登録番号	登録日	最新受領文書
2023-12345X	〇〇〇〇〇〇	特許権	2023.01.07	JP : 日本国			

2. 出願通知書

(7)
「知財情報詳細」画面が表示されるので、ステータスが「届出中」となっていることを確認します。

(8)
その後、文書がNEDOに受領されると、「知財情報詳細」画面のステータスが「受領済み」となります。
※NEDOからの受領通知メールなし

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財情報詳細 戻る

+ 全て展開 - 全て折りたたむ

知財情報

出願番号	2023-12345X				
出願国	JP : 日本国				
出願日	2023.01.07				
登録番号					
登録日					
出願に係る産業財産権の種類	特許権				
発明等の名称	〇〇〇〇〇〇				
権利存続状況	出願継続中				
出願人情報	<table border="1"> <tr><th>氏名</th><th>受託者との関係</th></tr> <tr><td>〇〇 〇〇</td><td>委託先</td></tr> </table>	氏名	受託者との関係	〇〇 〇〇	委託先
氏名	受託者との関係				
〇〇 〇〇	委託先				
権利者情報	<table border="1"> <tr><th>氏名</th></tr> <tr><td>データがありません。</td></tr> </table>	氏名	データがありません。		
氏名					
データがありません。					

申請・届出情報

PMS文書番号	文書種別	文書名	Rev	ステータス	届出日	NEDO受領日
BNS-J-24-0000158	知財	産業財産権出願通知書	1.00	届出中		

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財情報詳細 戻る

+ 全て展開 - 全て折りたたむ

知財情報

出願番号	2023-12345X				
出願国	JP : 日本国				
出願日	2023.01.07				
登録番号					
登録日					
出願に係る産業財産権の種類	特許権				
発明等の名称	〇〇〇〇〇〇				
権利存続状況	出願継続中				
出願人情報	<table border="1"> <tr><th>氏名</th><th>受託者との関係</th></tr> <tr><td>〇〇 〇〇</td><td>委託先</td></tr> </table>	氏名	受託者との関係	〇〇 〇〇	委託先
氏名	受託者との関係				
〇〇 〇〇	委託先				
権利者情報	<table border="1"> <tr><th>氏名</th></tr> <tr><td>データがありません。</td></tr> </table>	氏名	データがありません。		
氏名					
データがありません。					

申請・届出情報

PMS文書番号	文書種別	文書名	Rev	ステータス	届出日	NEDO受領日
BNS-J-24-0000158	知財	産業財産権出願通知書	1.00	受領済み		

2. 出願通知書

《同じ契約で複数の出願通知書を提出するとき場合》

(9)

手順(2)と同様に「産業財産権出願通知書一覧」画面を開きます。登録した通知書一覧から

① コピー元の知財情報を選択し、② コピーして追加ボタンをクリックします。



産業財産権出願通知書一覧

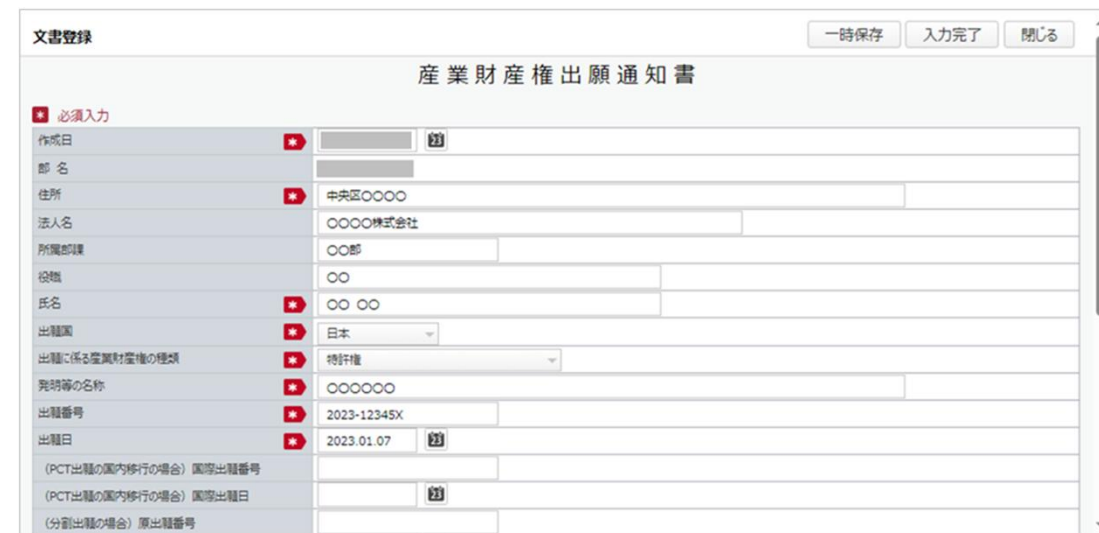
選択	出願番号	出願日	発明等の名称	出願に係る産業財産権の種類	出願国	ステータス	
☒	2023-12345X	2023.01.07	〇〇〇〇〇〇	特許権	JP:日本国	作成済	

2. 出願通知書

(10)

選択した知財情報が「産業財産権出願通知書」画面にポップアップ表示されます。
必要箇所を2件目以降の出願に関する情報に修正し、入力完了ボタンをクリックします。

コピーして追加ボタンから追加する場合は、「出願番号」も元の番号がコピーされるので、必ず新しい出願番号に修正してください。
入力完了後に遷移した「産業財産権出願通知書一覧」画面で、
入力した通知書が登録されていることを確認してください。
以降は、(3)～(8)と同様の手順で実施してください。



産業財産権出願通知書	
一時保存 入力完了 閉じる	
必須入力	
作成日	
氏名	
住所	中央区〇〇〇〇
法人名	〇〇〇〇株式会社
所属部課	〇〇部
役職	〇〇
氏名	〇〇 〇〇
出願国	日本
出願に係る産業財産権の種類	特許権
発明等の名称	〇〇〇〇〇〇
出願番号	2023-12345X
出願日	2023.01.07
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願番号	
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願日	
(分割出願の場合) 原出願番号	

2. 出願通知書

補足資料1: 出願通知書 入力要領

産業財産権出願通知書

出願プルーフ

整理番号〇〇 特願2020-111111 (Proof) 提出日令和2年5月5日

【書類名】 特許願
【整理番号】 〇〇
【あて先】 特許庁長官 殿
【国際特許分類】 H01L 〇〇/〇〇
【発明者】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名】 発明 太郎
【特許出願人】
【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名又は名称】 特許株式会社
【代理人】
【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇
【弁理士】
【氏名又は名称】 代理 次郎
【先の出願に基づく優先権主張】
【出願番号】 特願2019-123456
【出願日】 令和1年5月5日
【国等の委託研究の成果に係る記載事項】 〇〇〇〇年度国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構△△委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願
【手数料の表示】
【予納台帳番号】 〇〇〇〇〇〇 (以下略)

代表者等、提出者の制限なし (担当者でも可)

国内優先権

出願前の移転の場合は、「出願前の移転」に「有」を選択し必要事項を入力

補足資料2: 出願通知書 PCT出願入力要領

【PMS】産業財産権出願通知書 (PCT国際出願と国内移行)

産業財産権出願通知書

作成日 * 〇〇/〇〇/〇〇
部 名 資産管理部
住 所 * 東京都千代田区霞が関3-4-3
法人名 特許株式会社
所属部課 知的財産部長
役職 資産 太郎
氏名 * 資産 太郎

出願国 * 日本
出願に係る産業財産権の種類 * 特許権
発明等の名称 * 〇〇の製造方法
出願番号 * 2022-543210
出願日 * 2022.06.01

(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願番号 JP2022/666666
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願日 2022.06.01
(分割出願の場合) 原出願番号
(分割出願の場合) 原出願日

代表者等、提出者の制限なし (担当者でも可)

【PCT国際出願の場合】
「PCT(全指定)」or「その他」(JPのみ除外の場合等)
【国内移行の場合】
指定国「日本」or「外国」(⇒更に特定の国を選択 (EP:欧州特許庁を含む))

【PCT国際出願の場合】国際出願番号
【国内移行の場合】国内出願番号
【EP出願の場合】EP出願番号

【PCT国際出願から国内移行の場合】
いかなる場合も、国際出願日と同日
(国内移行した日 (国内書面差出日) ではない)

PCT国際出願から国内移行した場合に記載。優先権の基礎出願ではない。

PCT国際出願から国内移行した場合に記載。PCT国際出願した日

2. 出願通知書

補足資料3:最終チェックシート

No.	チェックポイント	対処方法及びよくある間違い
1	提出期限は遵守されているか。 (提出期限:出願日から国内60日以内、外国90日以内)	1か月以上遅延して提出された場合、備考欄に、遅延理由及び再発防止策を記載してください。
2	出願番号は正しいか。	日本出願なら2025-*****, PCT出願ならPCT/JP2025/*****, 米国なら1△/***,***と出願国毎に書式が異なります。 公開番号や管理番号等と混同しないようご注意ください。
3	出願国は正しいか。	出願国は証憑と合っていますか？ 具体的な国名、またはPCT、EPなど。 PCT出願を日本で手続きしても出願国は日本ではなくPCTになることに注意。

2. 出願通知書

補足資料3:最終チェックシート

No.	チェックポイント	対処方法及びよくある間違い
4	出願日は正しいか。	出願日は証憑と合っていますか？ PCT出願の国内移行の時は、移行国の出願日ではなくPCT出願の出願日の日付になります。 間違えて移行国の出願日を記載する間違い多し。
5	出願人は正しいか。	基本的に受託者、再委託先などのPJ参加者になります。 それ以外の者がいるときは移転の可能性があるのでNEDO担当者に相談してください。
6	その他	①日本出願の場合は願書の【国等の委託研究の成果に係る記載事項】に「2025年度、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構△△委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」と記載されているかをチェックしてください。 未記載の場合は特許庁への補正手続きが必要になります。 出願通知書のPMS提出では願書を提出しないのでNEDOではチェックできません。事業者の方で確認するようご注意ください。 ②出願番号、出願国、出願日は後になって修正できません、出願通知書の段階で厳重にチェックしてください。

2. 出願通知書

補足資料4:特許出願の非公開制度

保全指定の対象外であることが明確でない時点(保全指定前or出願公開前)に、詳細な技術情報がNEDOに提出されないように、出願の証憑提出の時期を、これまでの出願通知書の提出時から、出願公開後の出願後状況通知書の提出時となるように、約款の各規定(32条、32条の2、33条)と、PMSの仕様を変更しました。(2024年5月の経済安保推進法(第5章特許出願の非公開)施行後)

これに伴い、出願後状況通知書の提出は、従来の「登録報告」の提出に、出願公開後の「特許出願の証憑」の提出が追加され、**2回の提出が必要**になりました。

NEDOが発明共有事業者（発明に関する情報を共有する事業者）としての適正管理措置を最小限に留めるため、特許出願に関する詳細な技術情報をNEDO内に保有しないこととする。【NEDOの対応方針②】
特許出願の非公開制度に関係するか否かに関わらずNEDO委託事業の全ての特許出願について一律に変更。

		2024年4月30日以前 (経済安保推進法施行前)	2024年5月1日以降 (経済安保推進法施行後)
特許出願の証憑（書誌的事項を確認できる書類）の提出方法	添付する通知書	出願通知書	出願後状況通知書
	提出時期	出願日から60日以内 (外国の場合は90日以内)	出願公開後（出願公開制度がない外国の場合は出願後1年6か月後）又は国際公開後遅滞なく
PCT国際出願における国内移行の証憑（書誌的事項を確認できる書類）の提出方法	添付する通知書	出願通知書	出願後状況通知書
	提出時期	国内書面の提出日から60日以内（外国の場合は90日以内）	出願通知書の提出後、国内書面の提出日から60日以内（外国の場合は90日以内） ただし、国内移行を行った時点において国際公開がされていない場合は、国際公開後遅滞なく
特許権以外の産業財産権の証憑（書誌的事項を確認できる書類）の提出方法	添付する通知書	出願通知書	出願後状況通知書
	提出時期	出願日から60日以内 (外国の場合は90日以内)	当該出願通知書の提出後遅滞なく

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

3. 出願後状況通知書

- ①出願後状況通知書(証憑の提出)
- ②出願後状況通知書(登録の報告)

3. ①出願後状況通知書(証憑の提出)

(1)「メニュー」画面で知財ボタンをクリックします。
「知財一覧」画面を開き、知財手続一覧ボタンをクリックします。



リマインダー

期限日	進捗状況	やること
2017.06.23	期限超過	業務実施計画書の提出・修正 (契約番号: 08000118-0, 件名: 人間支援型ロボット実用化基盤技術開発)
2017.06.26	おとり日	課題「○○○○○1の検討」 (契約番号: 08000118-0, 件名: 人間支援型ロボット実用化基盤技術開発)

NEDOと情報共有する

文書の共有や、メッセージの交換ができます。

予算計画
 予算計画、概算計画の閲覧・登録を行います。

業務進捗
 業務進捗の閲覧・登録を行います。

課題
 NEDOと共有する課題の閲覧・登録を行います。

実施計画
 委託業務実施計画書の閲覧・編集・申請を行います。

業務の流れ
 契約または助成事業の手続きのうち、手続きが必要となる業務について、閲覧や進捗登録を行います。

文書一覧
 手続きが必要となる申請書や届出書等について、閲覧・編集・申請等を行います。

資産
 契約または助成事業の資産手続きについて、申請書や届出書等の閲覧・編集・申請等を行います。

知財
 契約または助成事業の知財手続きについて、申請書や届出書等の閲覧・編集・申請等を行います。

成果
 成果情報の閲覧・登録を行います。



NEDO プロジェクトマネジメントシステム

> 担当費管理 > パスワード変更 > お問い合わせ・マニュアル

前回ログイン時間: ログアウト

件名: 契約管理番号: 履行期間: 状態: 実施中

基本情報

TOPページ > メニュー > 知財一覧

戻る

知財手続一覧

出願日: 出願号: (部分一致) 出願に係る産業財産権の種類: 出願国: 日本

クリア この条件で絞り込む

CSV出力

出願番号	発明等の名称	出願に係る産業財産権の種類	出願日	出願国	登録番号	登録日	最新受領文書
データがありません。							

3. ①出願後状況通知書(証憑の提出)

(2)「知財手続き一覧」画面に遷移するので、新規知財手続ボタンをクリックします。



プロジェクトマネジメントシステム

> 担当者管理 > パスワード変更 > お問い合わせ・マニュアル

前回ログイン時間: ログアウト

件名: 契約管理番号: 履行期間: 状態: 実施中 基本情報

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧

戻る

新規知財手続

文書名: (部分一致) 出願番号: (部分一致)

PMS文書番号: 登録日: ~

文書種別: クリア この条件で絞り込む

2件のデータが該当しました。

PMS文書番号	文書種別	文書名	Rev	ステータス	登録日
BNS-J-24-0000158	知財	産業財産権出願通知書	1.00	受領済み	

3. ①出願後状況通知書(証憑の提出)

(3)「知財手続き様式選択」画面がポップアップ表示されるので、①「出願後状況通知」を選択し、② 次へボタンをクリックします。

※本項では「産業財産権等出願後状況通知書」を例として説明します。

以降、文書によって画面が異なることがあります。

知財手続き様式選択
閉じる

選択	文書マスク略称	文書マスク名称
☒ 出願後状況通知		産業財産権等出願後状況通知書
☐ 移転承認申請		知的財産権移転承認申請書
☐ 専用実施権承認申請		専用実施権等設定承認申請書
☐ 移転等届出		知的財産権移転等届出書
☐ 移転通知		知的財産権移転通知書
☐ 利用届出		知的財産権利用届出書
☐ 放棄届出		知的財産権放棄届出書

次へ

3. ①出願後状況通知書(証憑の提出)

(4)「産業財産権等出願後状況通知書一覧」画面が表示されるので、追加ボタンをクリックします。

※この画面は「産業財産権等出願通知書」・「産業財産権等出願後状況通知書」の操作時のみ表示されます。その他の知財に関する文書の場合は、入力画面に直接遷移します。

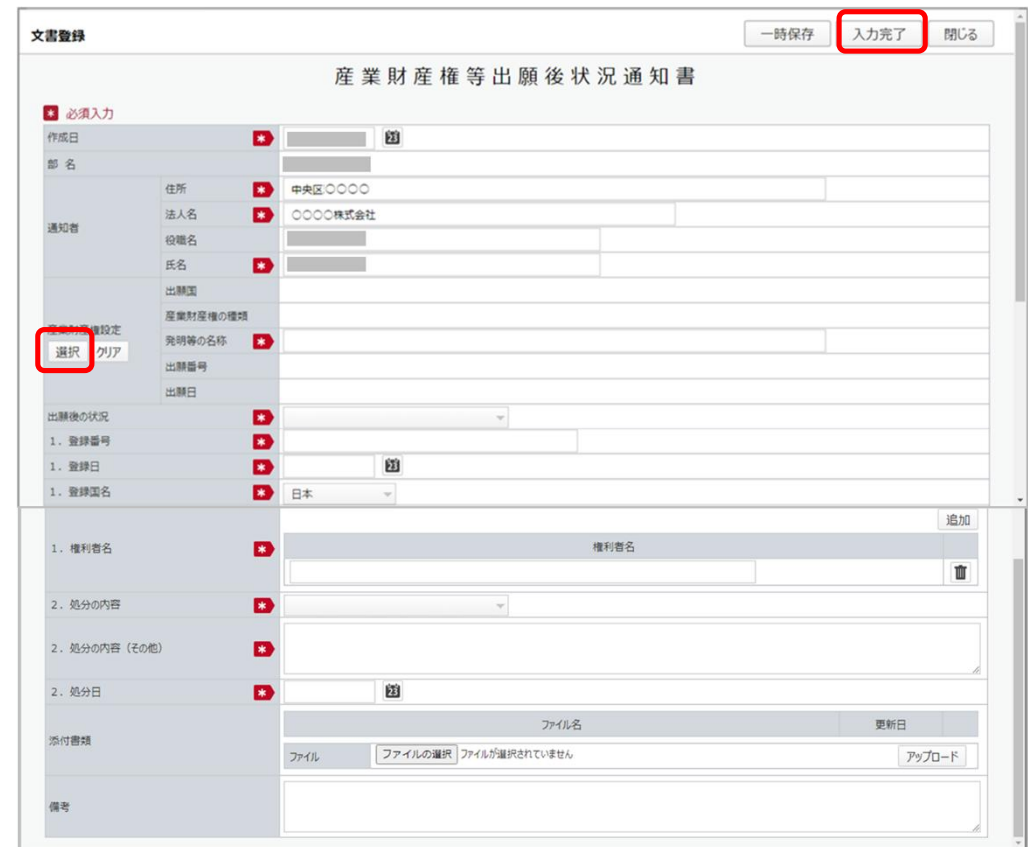


The screenshot shows the NEDO Project Management System interface. At the top, there's a header with the NEDO logo and navigation links. Below that, a user profile section shows the login time and a logout button. The main content area has a breadcrumb trail: TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録-産業財産権等出願後状況通知書一覧. There are buttons for '編集モード' (Edit Mode) and '確認モード (レビュー)' (Confirmation Mode (Review)). The title '産業財産権等出願後状況通知書一覧' is displayed. Below the title, there's a table with columns: 選択 (Select), 出願番号 (Application Number), 発明等の名称 (Name of Invention, etc.), 出願後の状況 (Status after Application), and ステータス (Status). A red box highlights the '追加' (Add) button in the top right corner of the table area.

3. ①出願後状況通知書(証憑の提出)

(5)文書の入力画面がポップアップ表示されるので、必要事項を入力し、入力完了ボタンをクリックします。

産業財産権設定から選択ボタンを押すと、契約管理番号の管理下の出願番号一覧が表示されますのでそこから選択することも可能です。



3. ①出願後状況通知書(証憑の提出)

(6)特許非公開制度に関する通知の受領、申請書の提出(「出願後の状況」で「非公開制度に関する通知等(以下、4へ)」を選択)の場合は「備考」欄に、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第〇条第〇項の規定に基づく通知の受領」「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第〇条第〇項の規定に基づく申請書の提出」のように受領又は提出した書類の種類を根拠条文とともに入力します。

「備考」欄の入力内容は編集モードのみで確認可能で入力完了後のプレビュー画面では確認不可、「出願通知書」も同様になります。



文書登録

一時保存 入力完了 閉じる

通知者	住所 *	神奈川県川崎市幸区大宮町1310
	法人名 *	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
	役職名	部長
	氏名 *	真座 太郎
産業財産権設定	出願国 *	日本
選択 クリア	産業財産権の種類 *	特許権
	発明等の名称 *	永久機関の製造方法
	出願番号 *	2024-999999
	出願日 *	2024.03.12
出願後の状況	4. 書類の受領日/提出日 *	2025.10.10
添付書類	ファイル名	更新日
	通知	2025.10.21
	ファイル	アップロード
備考	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第〇条第〇項の規定に基づく通知の受領	

書類種類、根拠条文を入力

3. ①出願後状況通知書(証憑の提出)

補足資料1:出願後状況通知書に添付する出願に関する証憑の例

※公開公報発行後の提出となりますので、証憑としては、公開公報の添付をお勧めします。

・日本出願	①願書 + 明細書（発明の名称が確認できる頁のみ）②公開特許公報 のいずれか一つ
・PCT国際出願	①願書 + 受領書（国際出願番号が確認できるもの）②国際公開公報 のいずれか一つ
・PCT国内移行（日本）	・国内移行書面 + 出願番号通知 + 国際公開公報 ※ 国際公開公報に代えて、国際出願の願書（優先権主張、発明の名称が確認できるもの）でもよい。
・PCT国内移行（外国）	・外国出願番号、国際出願番号、国際出願日、国内移行日、出願人名（全員）、発明の名称が確認できる書類 ＜原文が英語以外の外国語の場合＞ 原文の該当箇所の英or和訳文 ＜優先権主張がある場合＞ ・優先権主張の基礎となる出願の出願番号、出願日等のある通知書
・外国各国への直接出願 ・欧州出願 ・欧州出願の登録後に指定各国で有効化される出願 ・欧州単一効特許出願	・出願番号、出願日、出願人名（全員）、発明の名称が確認できる書類（公開特許公報等） ＜原文が英語以外の外国語の場合＞ 原文の該当箇所の英or和訳文 ＜優先権主張がある場合＞ ・優先権主張の基礎となる出願の出願番号、出願日等が確認できる書類

3. ①出願後状況通知書(証憑の提出)

補足資料2:最終チェックシート

No.	チェックポイント	対処方法及びよくある間違い
1	出願番号は正しいですか。	添付書類は出願通知書と正しく対応していますか？別の出願の証憑を誤って添付しないようご注意ください。
2	書誌的事項を確認できる書類(証憑書類)は添付されているか。また、添付された証憑書類をもって、出願通知書の内容の確認ができるか。	日本出願の場合は願書の【国等の委託研究の成果に係る記載事項】に「2025年度、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構△△委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」と記載されているかをチェックしてください。 未記載の場合は特許庁への補正手続きが必要になります。
3	その他	①公開前に提出しないでください。 特許非公開制度の仕組み(2. 出願通知書 補足資料4:特許出願の非公開制度を参照) ②対応する出願通知書を提出していないときは先に出願通知書を提出してください。

3. ②出願後状況通知書(登録の報告)

「3. ①出願後状況通知書(証憑の提出)の(5)」(P.21-P.25)までは共通。

「出願後の状況」を「登録(以下、1へ)」とし、証憑に記載されている登録番号、登録日などをPMSへ記載する。

補足資料1: 出願後状況通知書に添付する登録に関する証憑の例(PDF、画像ファイル)

産業財産権等出願後状況通知書

*** 必須入力**

作成日 2024.06.04

部 名 資産管理部

住所 東京都千代田区霞が関3-4-3

法人名 特許株式会社

役職名 知的財産部長

氏名 資産太郎

出願国 日本

産業財産権の種類 特許

発明等の名称 〇〇デバイス

出願番号 60626XX

出願日 2024.05.01

出願後の状況 登録(以下、1へ)

1. 登録番号 60626XX

1. 登録日 2024.05.01

1. 登録国名 日本

特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) 登録情報

特許・実用新案・意匠・商標について、キーワードや番号を入力してください。検索結果は下記に表示されます。

特許・実用新案・意匠・商標の登録番号を入力してください。メタデータから検索することも可能です。

検索条件: 検索

検索結果一覧

No.	出願番号	公開番号	公開日	登録番号	権利状況	その他	登録情報
1	特許2005-114633	特許2005-081772	2005-08-17	特許60626XX	権利状況	特許2005-081772	特許60626XX

エビデンスを添付(特許公報、特許証等)
(例) 特許情報プラットフォーム→簡易検索画面(TOP画面)にて番号入力→照会結果のうち、「登録番号」をクリックし、PDFを出力し添付。

国内登録	・特許公報1ページ目及び最終ページ、特許証、特許原簿、J-PlatPatの登録情報のうちいずれか一つ
外国登録	・特許証、登録通知、特許公報等
	＜EPC加盟国の国内移行登録の場合＞ ・EP特許公報
	＜加盟国独自の出願番号を出願通知書に記載する場合＞ ・それを確認できる書類
	＜原文が外国語で英語以外の場合＞ ・原文の該当箇所の和訳文

3. ②出願後状況通知書(登録の報告)

補足資料2:最終チェックシート

No.	チェックポイント	対処方法及びよくある間違い
1	提出期限は遵守されているか。 (提出期限:登録公報発行日又は登録に関する公示日から国内60日以内、外国90日以内)	1か月以上遅延して提出された場合、備考欄に、遅延理由及び再発防止策を記載してください。
2	権利者と出願人は同一ですか。	異なっているときは移転が起きている可能性があります。 NEDOの担当者に相談してください。
3	登録番号は正しいですか。	登録番号は証憑に記載してある番号と同じですか？ 日本出願であればXXXXXXXX、米国出願はyyyyyyyyyとなり、 国毎に書式が異なるので注意してください。 特に海外において出願番号、公開番号、書類番号等が並記されていると間違いやすくなります。

4. 移転承認申請書

- ①移転承認申請書(出願後移転)
- ②移転承認申請書(出願前移転)

4. ①移転承認申請書(出願後移転)

(1)「メニュー」画面で知財ボタンをクリックします。
「知財一覧」画面を開き、知財手続一覧ボタンをクリックします。

リマインダー

期限日	進捗状況	やること
2017.06.23	期限超過	業務 実施計画書の提出、精査・修正 (契約番号: 08000118-0、件名: 人間支援型ロボット実用化基盤技術開発)
2017.06.26	あと3日	課題 「○○○○○」の検討 (契約番号: 08000118-0、件名: 人間支援型ロボット実用化基盤技術開発)

[すべてのリマインダーを見る](#) [閉じる](#)

NEDOと情報共有する

文書の共有や、メッセージの交換ができます。

予算計画

予算計画、概算計画の閲覧・登録を行います。

業務進捗

業務進捗の閲覧・登録を行います。

課題

NEDOと共有する課題の閲覧・登録を行います。

実施計画

委託業務実施計画書の閲覧・編集・申請を行います。

業務の流れ

契約または助成事業の手続きのうち、手続きが必要となる業務について、閲覧や進捗登録を行います。

文書一覧

手続きが必要となる申請書や届出書等について、閲覧・編集・申請を行います。

資産

契約または助成事業の資産手続きについて、申請書や届出書等の閲覧・編集・申請を行います。

知財

契約または助成事業の知財手続きについて、申請書や届出書等の閲覧・編集・申請を行います。

成果

成果情報の閲覧・登録を行います。

NEDO プロジェクトマネジメントシステム

[担当管理](#) [パスワード変更](#) [お問い合わせ・マニュアル](#)

前回ログイン時間: [ログアウト](#)

件名: 契約管理番号: 履行期間: 状態: [基本情報](#)

TOPページ > メニュー > 知財一覧 [戻る](#)

知財手続一覧 [出願通知書](#)

出願日: 出願に係る産業財産権の種類: 出願国: 日本

出願番号: (部分一致)

[クリア](#) [この条件で絞り込む](#)

[CSV出力](#)

出願番号	発明等の名称	出願に係る産業財産権の種類	出願日	出願国	登録番号	登録日	最新受領文書
データがありません。							

4. ①移転承認申請書(出願後移転)

(2)「知財手続き一覧」画面に遷移するので、新規知財手続ボタンをクリックします。



知財手続き一覧画面のスクリーンショット。上部には「新規知財手続」ボタンが赤い枠で囲まれている。下部には、PMS文書番号、文書種別、文書名、Rev、ステータス、登録日の一覧表が表示されている。

PMS文書番号	文書種別	文書名	Rev	ステータス	登録日
BNS-J-24-0000158	知財	産業財産権出願通知書	1.00	受領済み	

(3)「知財手続き様式選択」画面がポップアップ表示されるので、①「出願後状況通知」を選択し、② 次へボタンをクリックします。



知財手続き様式選択画面のスクリーンショット。ラジオボタンで「出願後状況通知」が選択されている。下部には「次へ」ボタンがある。

選択	文書マスタ略称	文書マスタ名称
☒	出願後状況通知	産業財産権等出願後状況通知書
☐	移転承認申請	知的財産権移転承認申請書
☐	専用実施権承認申請	専用実施権等設定承認申請書
☐	移転等届出	知的財産権移転等届出書
☐	移転通知	知的財産権移転通知書
☐	利用届出	知的財産権利用届出書
☐	放棄届出	知的財産権放棄届出書

4. ①移転承認申請書(出願後移転)

(4)「知財手続き様式選択」画面がポップアップ表示されるので、「出願後の権利追加」をクリックします。

知的財産権移転承認申請書

*** 必須入力**

契約管理番号	19100801-0				
契約日	2020.03.02				
事業種別	委託事業				
契約件名	その他契約（資産部）／テスト				
作成日	*	2023.01.04			
申請者	住所	*	神奈川県川崎市幸区大宮町1-3-10		
	名称	*	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社		
	役職名		部長		
	氏名	*	資産 太郎		

出願前の権利追加 **出願後の権利追加**

知的財産権				移転元	移転先	移動
出願に係る産業財産権の種類	出願番号(登録番号)	発明等の名称	住所、名称	住所、名称		
添付書類 ファイル ファイルの選択 ファイルが選択されていません アップロード						

4. ①移転承認申請書(出願後移転)

(5)知的財産権/選択をクリックします。

知的財産権移転情報登録

閉じる

知的財産権

選択

クリア

出願国

出願に係る産業財産権の種類

発明等の名称

出願番号

出願日

登録番号

移転元

追加

住所

名称

移転先

追加

住所

名称

キャンセル

確定

4. ①移転承認申請書(出願後移転)

(6) 契約管理番号に紐づいている知財一覧が表示されるので、移転したい知財を選択し、設定ボタンをクリックしてください。

知財選択 閉じる

出願日 ~ 出願に係る産業財産権の種類

出願国 出願番号(社内管理番号、契約管理番号等)

47件のデータが該当しました。

選択	出願番号 (社内管理番号、契約管理番号等)	発明等の名称 出願に係る産業財産権の種類	出願日	登録番号	登録日	出願国
☒	2022-543210	永久機関の製造方法 特許権	2022.06.01	7069189	2022.12.01	JP：日本国
☐	2022-202212	バイドール簡素化 特許権	2022.12.07	12345678	2022.12.08	JP：日本国

4. ①移転承認申請書(出願後移転)

(7)移転元、移転先の情報を入れて
確定ボタンをクリックしてください。

※移転先は移転後の権利者全員に
なります。

例:A社、B社共有の時、B社の持ち
分をC社に移転してA社、C社共有と
する場合、

A社には変化が無くとも、移転元は
A,B 移転先はA,Cとして入力する。

※移転元・移転先の住所は特許出願
時に特許庁へ届け出た住所と同じで
あることを確認してください。

知的財産権移転情報登録

閉じる

* 必須入力

知的財産権 選択 クリア	出願国	JP: 日本国	③ 記載の確認
	出願に係る産業財産権の種類	特許権	
	発明等の名称	永久機関の製造方法	
	出願番号	2022-543210	
	出願日	2022.06.01	
	登録番号	7069189	
移転元 追加	住所 *	神奈川県川崎市幸区大宮町1-3-10	④ 入力
	名称 *	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	
移転先 追加	住所 *	東京都千代田区霞が関3-4-3	
	名称 *	特許株式会社	

キャンセル

⑤ 選択

確定

4. ①移転承認申請書(出願後移転)

(8)移転先で知財が活用される根拠資料、技術の国外流出にあたらな根拠資料などもこの画面からアップロードしてください。

最後に画面上部の入力完了ボタンをクリックしてください。

委託事業

その他契約（資産部）／テスト

⑥ 記載の確認

入力もお願いします。）

知的財産権			移転元	移転先	移動
出願に係る産業財産権の種類	出願番号(登録番号)	発明等の名称	住所、名称	住所、名称	
特許権	7069189	永久機関の製造方法	神奈川県川崎市幸区大宮町1310 新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	東京都千代田区森が関3-4-3 特許株式会社	↑ ↓ 🗑

出願前の権利追加 出願後の権利追加

ファイル名 更新日

ファイル ファイルが選択されていません

特許株式会社は、日本国内に拠点を有する国内メーカーであり、当該特許出願の権利化後は、国内における事業化を策定中である。

移転先に対して、約款第32条の2の規定の運用に支障を与えないように約定させます。

4. ①移転承認申請書(出願後移転)

(8)最後に申請ボタンをクリックすれば手続きは完了になります。

TOPページ > メニュー > 知財一覧 > 知財手続き一覧 > 文書登録－知的財産権移転承認申請書(40)

編集モード 確認モード(プレビュー)

選択 戻る 印刷 申請

showpdfviewer 1 / 2 100%

2023年1月4日

知的財産権移転承認申請書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

4. ②移転承認申請書(出願前移転)

(1)「メニュー」画面で知財ボタンをクリックします。
「知財一覧」画面を開き、知財手続一覧ボタンをクリックします。



リマインダー

期限日	進捗状況	やること
2017.06.23	期限超過	業務 実施計画書の提出・精査・修正 (契約番号: 08000118-0, 件名: 人間支援型ロボット実用化基盤技術開発)
2017.06.26	あと3日	課題 「○○○○○1の検討」 (契約番号: 08000118-0, 件名: 人間支援型ロボット実用化基盤技術開発)

NEDOと情報共有する

文書の共有や、メッセージの交換ができます。

予算計画

予算計画、概算計画書の閲覧・登録を行います。

業務進捗

業務進捗の閲覧・登録を行います。

課題

NEDOと共有する課題の閲覧・登録を行います。

実施計画

委託業務実施計画書の閲覧・編集・申請を行います。

業務の流れ

契約または助成事業の手続きのうち、手続きが必要となる業務について、閲覧や進捗登録を行います。

文書一覧

手続きが必要となる申請書や届出書等について、閲覧・編集・申請等を行います。

資産

契約または助成事業の資産手続きについて、申請書や届出書等の閲覧・編集・申請等を行います。

知財

契約または助成事業の知財手続きについて、申請書や届出書等の閲覧・編集・申請等を行います。

成果

成果情報の閲覧・登録を行います。



NEDO プロジェクトマネジメントシステム

> 担当者管理 > パスワード変更 > お問い合わせ・マニュアル

前回ログイン時間: ログアウト

件名: 契約管理番号: 履行期間: 状態: 基本情報

TOPページ > メニュー > 知財一覧

知財手続一覧

出願日: 出願号: (部分一致) 出願国: 日本

クリア この条件で絞り込む

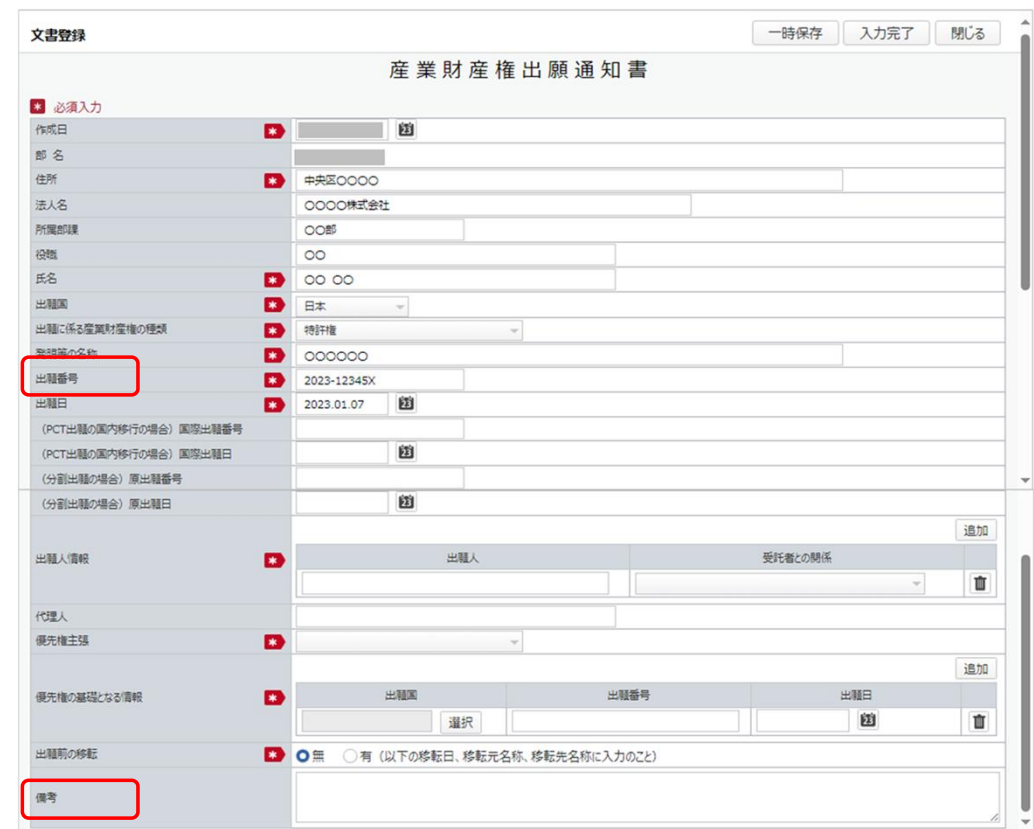
CSV出力

出願番号	発明等の名称	出願に係る産業財産権の種類	出願日	出願国	登録番号	登録日	最新受領文書
データがありません。							

4. ②移転承認申請書(出願前移転)

出願前移転の移転承認書を作成する前は、「仮の出願通知書」を作る。

- ①途中までは通常の出願通知書と共通。
(P.8-P.10)
- ②出願番号は**仮の出願番号**を付ける。
任意の番号でOKだが本物に似せると後で混乱するので注意。
- ③備考に出願前移転のための仮の出願通知である旨を記載しておく。
- ④通常の出願通知書と同様に入力完了
- ⑤通常の移転承認申請の画面へ行き、対象知財に仮の出願番号を選択、以後は共通。



文書登録 産業財産権出願通知書

一時保存 入力完了 閉じる

必須入力

作成日 *

署名 *

住所 *

法人名 *

所属部署 *

役職 *

氏名 *

出願国 *

出願に係る産業財産権の種類 *

出願番号 *

出願日 *

(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願番号

(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願日

(分割出願の場合) 原出願番号

(分割出願の場合) 原出願日

出願人情報 *

代理人 *

優先権主張 *

優先権の基礎となる情報 *

出願前移転 *

備考

4. 移転承認申請書(出願後移転、出願前移転)

補足資料:最終チェックシート

No.	チェックポイント	対処方法及びよくある間違い
1	提出期限は遵守されているか。 (出願後の場合:移転前)	移転後の申請となった場合、顛末書(移転後の申請となった理由、再発防止策等を記載)を記載してください。
2	承認を受ける理由は正しく記載されていますか。	ここでは、知的財産権の移転理由ではなく、知財移転が承認される理由(移転先で同分野の事業を行っているので知財の活用が見込まれる、移転先は国内法人で技術の国外流出に当たらない等)を記載してください。
3	移転元、移転先は正しく記載されていますか。	①移転前、移転後の出願人、権利者を全員記入してください。 (7)にもありますが、A社、B社共有の時、B社の持ち分をC社に移転してA社、C社共有とする場合、A社には変化が無くとも、移転元はA,B 移転先はA,Cとして入力します。 ②移転先の住所は特許庁へ申請する住所(本社住所)になります。支社や研究所の住所と間違えないようご注意ください。

4. 移転承認申請書(出願後移転、出願前移転)

補足資料:最終チェックシート

No.	チェックポイント	対処方法及びよくある間違い
4	添付書類	移転先が国内法人の場合は、国内住所が確認できる資料(HPの会社紹介ページなど)を添付してください。
5	その他	①特許のときは出願前移転の登録番号の欄は記載しないでください。 仮出願番号や管理番号を記載する誤りが見られます。 ※著作権のときは管理番号を記載することに注意。 ②移転が承認され、特許庁に対し移転の手続きを完了したあとは移転通知書を提出することを忘れないでください。 ③移転承認申請が不要な場合や、逆に特別約款で必要としている場合があります。不明な時はNEDO担当者までご相談ください。 ④移転先がPJ参加者以外の場合は知財の活用予定など追加の資料が必要になる場合がありますのでNEDO担当者にご相談ください。

ご清聴ありがとうございました。

事業統括部 知的財産課

操作がわからなければこちらまで→メール宛先: chizaiken@nedo.go.jp

※NEDOのHPにPMSのより詳細な資料を用意しております。

本説明会以外の知財報告等にご利用ください。

「委託事業の手続:資産・知財・データマネジメント／知的財産権関係／1. 知的財産権の管理／1-2. PMS
によるNEDOへの知財報告の参考資料」

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/shisan.html>



ニュースリリースや公募、イベント情報等、様々な最新情報を発信しています。
ぜひフォロー・ご登録をお願いします！



NEDO
(@nedo_info)



NEDO【英語版】
(@nedo_info_en)



NEDO



スタートアップクラブ



NEDO Channel



NEDO PR Channel

